

事務連絡
令和2年2月25日

各 { 都道府県
政令指定都市
中核市 } 障害児支援主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

新型コロナウイルス感染症に係る医療的ケアを必要とする
児童への対応について

新型コロナウイルス感染症への対応については、令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」等に基づき取り組んでいただいているところですが、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある児童（以下「医療的ケア児」という。）の中には、呼吸障害により気管切開を行っている者や人工呼吸器を使用している者も多く、肺炎等の呼吸器感染症にかかりやすい特徴があることから、特に下記の点にご配慮いただけるよう、管内市区町村・事業所施設・医療的ケア児の保護者等に対し周知いただくとともに、御対応方よろしく願いいたします。

なお、ご不明な点等があれば、下連絡先に御連絡・御相談ください。

記

- 医療的ケア児の新型コロナウイルス感染症対策にあたっては、手洗いや手指消毒、手袋やマスク等の防護用具の使用を一層徹底するとともに、できる限り子どもの様子を丁寧に観察し、早期発見、早期対応に努める。
- 医療的ケア児の保護者が新型コロナウイルスに感染した場合、濃厚接触者であるご本人が障害児通所支援事業所や短期入所を利用することは困難であると考えられるため、
 - ・まずはご本人の体調を確認し、発熱等の症状があればかかりつけの医療機関に相談する
 - ・在宅生活の支援について相談支援事業所などによく相談し、訪問看護や居宅介護などの利用を検討する等により対応する。

以上

(参考資料)

- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本方針

(令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)

- ・児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）

(令和2年2月25日文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課、文部科学省高等教育局高等教育企画課事務連絡)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

TEL : 03-5253-1111 (内線3037, 3102)

FAX : 03-3591-8914

E-mail : shougaijishien@mhlw.go.jp